

5.8 新しい図書館等施設の管理運営の課題

これからの図書館サービス等に関しては、利用者のニーズの変化に対応した取り組みが必要です。そのためには、今後新しい図書館に関して下記のような管理運営に関係する課題について検討が必要と思われます。

- ・ 図書館の管理運営形態（期待される役割・サービス向上）
- ・ 図書館の開館時間
- ・ 専門的な職員の配置（管理運営コスト）
- ・ 住民等による図書館等施設の支援に関わる活動

【指定管理者制度】

平成 15 年の地方自治法の改正により、公共施設の管理を公共団体から議会の議決を経て民間事業者を含む団体（指定管理者）に代行させることができるようになりました。

この制度は、その施設の果たすべき目的を効果的に達成させるために導入するものです。すなわち自治体の財政事情（財政支出の削減）により導入するのではないことを認識することが大切です。このことは、平成 22 年 12 月 28 日付で総務省が通知した「指定管理者制度の運用について」でも留意すべき点として指摘されています。

この制度を導入する場合、重要なことはその施設の目的に対して外部からのサービスを購入することで目的が効率的に実現することができるのか、自治体の判断力が重要です。

【図書館等施設の場合】

図書館等施設は、どのような資料を収集し、蔵書及び収蔵資料とするか、資料を誰にどのような形であつ方法で提供するか、それぞれの場面で重要な価値判断を必要とします。また、レファレンスサービスのようなきわめて専門的な知識や技能を要する業務を含むことから、単に財政の効率化という観点からは、業務委託には課題が多いと考えられます。

図書館等施設が、箱ものの管理の延長線上にあるような業務、すなわち貸出し業務をサービスの中心であるとすれば、このような指定管理者制度を活用した図書館等施設の経営が可能かもしれません。

しかし、図書館等施設の業務は、町民への情報サービスを向上させ、それに応えて情報資料を収集、収蔵、整理、管理、そして町民へ提供するものです。さらに、教育機関として、基山町が抱えている行政課題を解決する役割もあります。加えて町民サービスの向上のみならず、費用対効果の向上のためにも作業の効率化を図るために、優れた専門的な知識と技能、と同時に行政職員としての資質も必要とする職務です。

また、基山町の図書館は、周辺地域（鳥栖・小郡・久留米）との共同活動として運営されています。地域の資料を積極的に収集するためにも専門的な知識が必要です。さらに、それらのデータベース構築や、他の地域から寄せられるレファレンスサービスに対応するなど専門的な司書・学芸員としてのキャリア、地域についての専門知識と経験が要求されます。

このような図書館等施設の職員は、専門職としての要素を強く持っていることを考慮すると、人員数が少ないなどの問題はあるものの、既に直営による知識と技能を有している施設に対す

るアウトソーシング（指定管理者への業務委託）については、委託事業に上乗せされる諸経費の問題などを考慮すると、課題も多く検討の余地が多く残されています。

5.9 新しい図書館等施設の建設工程計画（参考）

これから想定される建設ならびに開館の、大略の工程について参考として記します。

新しい図書館等施設の開館までには、一般的に以下のような工程が進められます。なお、それぞれの過程において、基山町まちづくり基本条例の理念に則り、住民への情報開示と、町民が知恵と力を持ち寄って創（造）り上げていくという、住民—行政相互の「協働」の理念が必要です。（※住民も建設に際して税金が投じられていくということを再認識し、単に要望ばかりを示すのではなく、公共的立場に立って、住民力で何が支援できるのかという観点から知恵を絞る必要があります。）

- ・ 図書館等施設の設計
- ・ 図書館等施設の工事（施工）
- ・ 開館の準備

(1) 設計業務の内容

- ① 企画（計画）書作成
 - ・ 設計条件の整理
 - ・ 法規その他の周辺条件の調査
 - ・ 施設の機能・規模検討
 - ・ 許認可
- ② 基本設計
 - ・ 与条件を基に平面計画及び空間計画のイメージを検討
 - ・ 構造の概要、設備システムの検討
 - ・ 各部の寸法・面積
 - ・ 使用する材料や機器の仕様（スペック）と品質
 - ・ 総合的なデザイン立案
- ③ 実施設計
 - ・ 建築構造、電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備等の設計図及び仕様書を作成
 - ・ 工事予算書を作成
 - ・ 確認申請書の図書作成
 - ・ 虫害、カビ対策を図る（IPMを導入←収蔵庫内の素手による施工を避けるなど）

(2) 建築工事の内容

- ① 工事契約業務
 - ・ 工事の内容に適した施工業務の選定
 - ・ 工事金額の決定
- ② 工事監理業務
 - ・ 設計意図を的確に施工業者に伝達
 - ・ 施工図の検討・審査
 - ・ 設計意図の具現化
 - ・ 品質管理
 - ・ 設計図書と請負契約書の条件を確認
 - ・ 施工業者から発注者への引き渡しの立合い
- ③ 建築工事
 - ・ 建築本体の施工
 - ・ 電気設備
 - ・ 給排水設備
 - ・ 空調設備
 - ・ 防災設備

(3) 開館の準備

- ・ 図書館運営方法の検討
- ・ 収蔵庫内の環境管理（約半年間換気を行い、収蔵環境の安定化を図る）
- ・ スケジュールの作成（開館日の検討）
- ・ スタッフの確保
- ・ 書籍・資料の収蔵・整理
- ・ 運搬方法
- ・ イベント等の企画

5.10 新しい図書館等施設の建設費用（参考）

新しい図書館等施設の建設には、多額の費用が必要となります。この費用は、町の財源だけでは困難もあるでしょう。国や県からの交付金や補助金、さらには民間団体からの助成金制度など活用し、建設費に充てることも可能です。以下に歴史と個性豊かなまちづくりを行うことができる国の交付金を活用した各地の事例が紹介されていますので、参考に示しておきます。また併せて、同事業に関する佐賀県ならびに基山町での取組も示しておきます。

(1) 国土交通省事業

- ① 社会資本整備総合交付金
 - a. 都市再生整備計画事業

国土交通省 HP

- 都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）の概要

http://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000013.html

- 『都市再生整備計画を活用したまちづくり事例集』

<http://www.mlit.go.jp/common/000111136.pdf>

佐賀県 HP

- 佐賀県社会資本整備計画

https://www.pref.saga.lg.jp/web/kurashi/_1261/_34262/sykaisihon_keikaku.html

基山町 HP

- 都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金事業）について

<http://www.town.kiyama.lg.jp/soshiki/8/toshisaiseiseibikeikaku.html>

※なお、本交付金は設計段階から使うことができます。

新しい図書館等施設の建設から開館までの工程計画（参考資料）

項目	年 月	1年目			2年目			3年目			4年目			備 考
		1……4	5……8	9……12	1……4	5……8	9……12	1……4	5……8	9……12	1……4	5……8	9……12	
検討委員会の報告書		→												候補地を推薦 (建築面積:1,000㎡程度)
		報告書を提出												
議会説明・町民説明			◆(議会で建設場所を説明)											建設場所を決定し、議会・町民へ説明 基本構想計画を発表
				◆(年初め:基本構想を発表)										
建設検討委員会														各専門的な立場から、実施設計から建設工 事、運営面などに対してアドバイス・レビュー を行う。また、設計事務所・建設会社主動の 設計案ではなく、運営サービス面の議論を多 方面から尽くし、町民からの支援意欲を引き 出す設計案にする。
測量・基本設計 (平面測量・基本施設 の計画・パース図作成)			→											構造・設備関係の寸法、仕様 (入札は総合評価方式を採用/特に重要な のは予定設計責任者の業務経歴)
ボーリング調査 実施設計														ボーリング:10m×2本=20m 設計図、仕様書、確認申請書 (入札はプロポーザル方式)
建設工事 (建築本体・電気・給排 水・空調・防災等)														工期:約11ヶ月 工事監理が重要
新しい図書館等施設の 開館														開館
														(工事完成から開館まで約1ヶ月の準備)
予算の確保														補助対象事業の調査 地方交付税、積立金、地方債等の検討

※開館にあたっては、周知化を向上させるためにも、大きなイベントが行われる時期に合わせることが、費用対効果の面からも望ましいといえます。
例えば、2年後(平成27年度【平成27年4月～平成28年3月】)に迎える基肄城築城1350年イベントでは、他地域から多くの集客が見込めます。